

# 市税に係る減免措置の見直しについて

財政局 税務部

## 1 方針

市税（全税目）に係る公益上の理由による減免措置について、平成24年中に関係規定を改正し、平成25年度から廃止を原則に見直す。

※条例・規則を改正し、減免措置を廃止する場合、不利益遡及を避けるために、賦課期日前に改正を終えることが必要。

### 【参考】減免措置の規定方式と改正手続き

| 規定方式        | 必要な改正手続き        |
|-------------|-----------------|
| 市税条例に規定     | 議会での議決          |
| 市税条例施行規則に規定 | 意見公募手続きの実施の上、決裁 |
| 市長決裁により実施   | 市長決裁            |

### ※「市長決裁により実施」

市税条例施行規則第4条の3第31号（固定資産税）又は同第4条の5第12号（事業所税）の規定に基づき、市長が特に減免が必要と認めるものについて、毎年、3月末までに、市長決裁により減免措置を実施しているもの。

## 2 廃止検討に係る今後の課題等

### (1) 公益上の理由による減免措置の「見える」化

公益上の理由により実施する市税の減免措置については、その内容を公表することとし、その方策について検討。

### (2) 財政支援の必要性等の検討

減免対象に対する財政支援の必要性及びその場合の対応については、別途、検討が必要。